

津市危機管理指針

平成22年4月策定
(平成27年9月改訂)

津 市

目 次

第1 総 則		
1 目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 定義等	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 指針の役割・方向性	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 危機対策	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 指針と個別の計画・マニュアル等との関係等	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2 責務等		
1 本市の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 職員の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 市民等及び事業者に対する基本的な対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3 危機管理体制		
1 危機管理に係る組織体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 危機管理に係る職員体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第4 事前対策（平常時における危機対策）		
1 平常時における危機対策に係る基本の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2 危機事象に係る調査・研究	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 職員研修・訓練の実施	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4 関係団体・機関等との連携・協力体制の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5 資機材・設備等の整備等	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6 情報の収集・提供等の体制の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
7 危機事象に係る情報等の共有化	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8 職員体制の整備・周知	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の策定・作成	・・・・・・・・	12
第4の2 事前対策（事案発生時における危機対策）		
1 事案発生時における危機対策に係る基本の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 情報収集等	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 情報共有及び分析	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4 情報提供及び事案への対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第5 応急対策（緊急時における危機対策）		
1 応急対策の実施に係る基本の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 初動体制の確立	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3 危機事象の発生等に伴う組織体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4 応急対策に係る方針の決定	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5 所属職員の動員・配備等	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6 情報の収集、伝達及び管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7 市民等の安全確保等	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
8 市民等への情報提供等	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

9	応援の要請等	17
10	二次被害等に対する防止措置	18

第6 事後対策（収束後における危機対策）

1	危機管理体制の更なる向上等	19
2	安全確認	19
3	施設の復旧	19
4	被害等の影響の軽減等	19
5	市民生活に係る安定化への支援	20
6	事務事業等の回復・再開	20
7	危機管理対策の報告	20
8	応急対策の実施状況等に係る検証等	21
9	再発防止の措置及び態勢整備等	21
10	危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の見直し・修正等	21

附属資料

資料1	危機管理の対象となる危機事象の事例	25
資料2	事案対応フロー図	27
資料3	危機管理対応フロー図	28
資料4	危機管理マニュアルの構成例	29
資料5	危機事象発生状況報告書	30

第1 総則

1 目的

この指針は、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼす事件・事故や、本市行政の円滑な運営に重大な影響等を及ぼす事件・事故などの危機事象に関し、これらの発生の予見・未然防止に向け、迅速かつ的確に対応等を図ることはもとより、危機事象が発生した場合に、市民等の被害等の防止のほか、その軽減及び拡大防止に全力で取り組むための危機管理に係る方針及び体制等に関する基本的事項並びに危機対策に係る標準的な対処の方向性等を定めることにより、公務の円滑かつ適正な執行を維持するとともに、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保し、市民等の本市政に対する信頼を確保し、もって安全で安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とします。

2 定義等

この指針において、用語の意義等は、次のとおりとします。

(1) 危機

市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態、市民等の生活に重大な不安や不信を与える事態又は与えるおそれのある事態及び本市政の運営に重大な支障・影響を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態などをいいます。

なお、これらの事態をもたらす個別のあるいは具体的な事件・事故等については、附属資料（資料1 危機管理の対象となる危機事象の事例）のとおり整理するものとします。

(2) 危機管理

危機から市民等の生命、身体及び財産の安全の確保等を行うことを目的として、危機の発生を予見し、あるいは未然に防止し、危機事象が発生した場合は、被害等を軽減するなど最小限に抑制して危機を收拾し、その後の市民等の生活を平常に回復させる組織的な対応等をいいます。

3 指針の役割・方向性

この指針は、本市の危機管理に関し基本的な考え方を示すとともに、次に掲げる方向性を導くものとします。

(1) 職員の危機管理に関する意識の高揚と能力の向上を図るとともに、本市の行政組織全般にわたった危機管理の導入及び定着を促進し、常に危機に備え、迅速かつ的確に対応等ができる職員の育成を図り、及び機動的かつ効果的な組織による運営を目指すものとします。

(2) 危機管理に関する基本的な方針等や組織・職員に係る全庁的な危機管理体制

及び事前対策等の危機対策に関する基本的事項を示し、危機管理に関する事務の的確かつ効率的な推進に資するものとします。

- (3) 想定外の危機事象及び突発的な危機事象を含め、危機事象全般に対する基本的かつ総合的な対処の指針とするとともに、個別の危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアルの作成又は見直しを行う場合における根幹となるものとします。

4 危機対策

危機対策については、事前対策、応急対策及び事後対策の3つに区分するものとし、これらはそれぞれ次のとおりとします。

(1) 事前対策

ア 平常時における危機対策

- (ア) 平常時における危機対策に係る基本の方針
- (イ) 危機事象に係る調査・研究
- (ウ) 職員研修・訓練の実施
- (エ) 関係団体・機関等との連携・協力体制の整備
- (オ) 資機材・設備等の整備等
- (カ) 情報の収集・提供等の体制の整備
- (キ) 危機事象に係る情報等の共有化
- (ク) 動員体制の整備・周知
- (ケ) 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の策定・作成

イ 事案発生時における危機対策

- (ア) 事案発生時における危機対策に係る基本の方針
- (イ) 情報収集等
- (ウ) 情報共有及び分析
- (エ) 情報提供及び事案への対応

(2) 緊急時における危機対策である応急対策

- ア 応急対策の実施に係る基本の方針
- イ 初動体制の確立
- ウ 危機事象の発生等に伴う組織体制
- エ 応急対策に係る方針の決定
- オ 所属職員の動員・配備等
- カ 情報の収集、伝達及び管理
- キ 市民等の安全確保等
- ク 市民等への情報提供等
- ケ 応援の要請等

- コ 二次被害等に対する防止措置

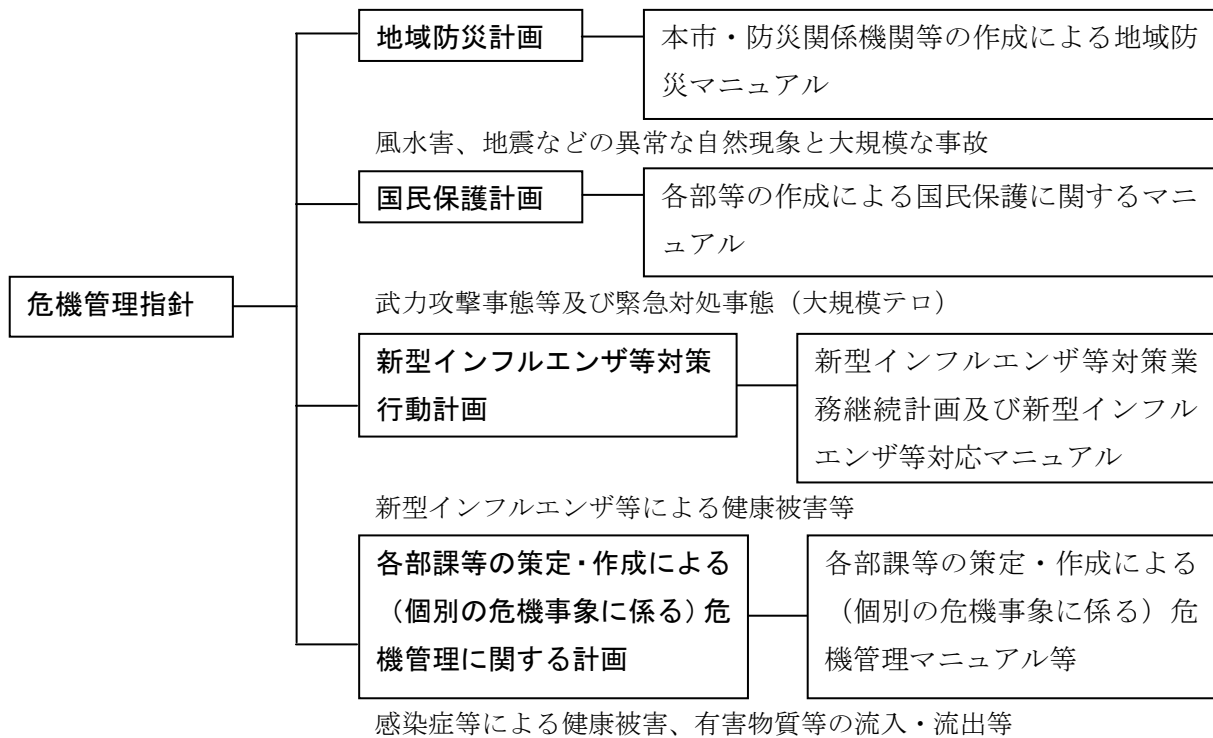
- (3) 収束後における危機対策である事後対策
 - ア 危機管理体制の更なる向上等
 - イ 安全確認
 - ウ 施設の復旧
 - エ 被害等の影響の軽減等
 - オ 市民生活に係る安定化への支援
 - カ 事務事業等の回復・再開
 - キ 危機管理対策の報告
 - ク 応急対策の実施状況等に係る検証等
 - ケ 再発防止の措置及び態勢整備等
 - コ 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の見直し・修正等

5 指針と個別の計画・マニュアル等との関係等

この指針は、本市における危機管理に関する基本的かつ総合的な方向性等を示すものであることから、個別の危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等については、飽くまでこの指針に基づき、策定・作成するものとします。この場合において、その策定・作成に当たっては、当該危機事象の発生の可能性があり、及び想定される場合は、危機管理の円滑かつ効果的な推進の観点から、できるだけ早期に対応するものとします。

また、この指針の策定時に既に策定・作成されている個別の危機事象に係る危機管理に関する計画（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ対策行動計画等）及び危機管理マニュアル等については、この指針に基づき、策定・作成されたものとみなします

指針及び個別の計画・マニュアル等に係る体系図



第2 責務等

1 本市の責務

本市は、市民等の生命、身体及び財産の安全の確保を図るため、本市に係る種々の危機事象に対し、本市が有する人的・物的な資源・機能を最大限に活用するとともに、国、三重県を始め関係団体・機関等と綿密に連携・協力し、総合的かつ効果的な危機対策の推進を図るものとします。

2 職員の責務

すべての職員は、日頃から危機に対して高い意識を持ち、個別の危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の必要性を十分認識し、及びその内容について熟知することにより、危機の兆候・発生要因を常に発見しようとする姿勢及び行動等について、十分に自覚するほか、職員研修・訓練等を通じて必要な知識や技術の習得に努め、担当する事務にかかわり起こり得る危機を絶えず想定し、その対応等について検討しておくものとします。

また、すべての職員は、危機事象が発生した時は、市民等の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることを最優先として、直ちにその危機対策に関する事務に全力を挙げて従事するものとします。

すべて職員は、危機管理に対し、次に掲げる事項に心掛け、取り組むものとします。

- ① 市民等の「安全・安心」を考えて行動する。
- ② 本市（職員）に対する信頼の確保を目指す。
- ③ 高い危機意識をもって危機管理に取り組む。
- ④ 自己の通常の業務にとらわれない。
- ⑤ 空振りには許されるが、見逃しは許されない。
- ⑥ 柔軟な対応等に努める。
- ⑦ 積極的かつ迅速に対応する。

3 市民等及び事業者に対する基本的な対応

(1) 市民等に対する啓発、支援等

各部等は、日頃から市民等に対して発生の可能性がある危機事象に関し、情報を提供し、その対策に必要な知識等の啓発を行うなど、市民等の意識向上を図るとともに、建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄その他危機事象への備えなどの啓発に努めるものとします。

また、危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民等が自発的な活動を実施できるよう、各種訓練等への参加など機会の拡充を推進するとともに、地域住民が組織する自主防災組織や自主防犯組織等に対する必要

な支援等を図るものとします。

(2) 事業者に対する協力要請等

各部等は、事業者に対し、危機事象の発生防止・抑制に取り組み、並びに本市及び関係団体・機関等による危機対策に積極的に連携・協力するよう要請するとともに、危機事象が発生した場合に、積極的に地域の住民組織等や市民等と連携・協力し、避難・救援活動等を実施するよう要請するものとします。

第3 危機管理体制

1 危機管理に係る組織体制

(1) 危機管理部

各部等に対して、危機管理に関する情報等の提供・伝達のほか、事前対策、応急対策及び事後対策などについて、必要に応じて指導、助言及び支援その他協議等を行うとともに、危機事象の発生にかかわり、その所管し、又は関係する部等及び消防機関と情報を交換し、連携して常に新たな情報の収集等に当たるものとしします。

また、危機事象の発生原因が不明な場合、所管する部等が明らかでない場合等は、関係する部等と共に当面の初動態勢又は初期対応を図るものとしします。

所管し、又は関係する部等が複数にわたる場合は、互いに連携・協力して当面の初動態勢等の対応を図るものとしします。

(2) 各部等

平常時においては危機管理に関する情報の収集等に努めるほか、必要に応じてあらかじめ策定・作成による当該危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等に基づき、当該危機事象の発生時における連絡体制や危機対策等に係る実施体制の確認を行うとともに、重要な施設や設備、資機材等の整備を行うなど、適切な管理を図り、応急時等において円滑かつ効果的に活用できるよう対処するものとしします。

また、危機事象の内容、状況等に応じて複数の部等あるいは全庁的な組織による対応等が必要な場合は、その初動段階等から、危機管理部、関係する部等及び関係団体・機関等と連携・協力して、円滑かつ適切に当該危機事象への対処を図るものとしします。

(3) 津市（危機事象）連絡調整会議

個々の危機事象に関し平常時における複数の部等あるいは全庁的な組織による危機管理の適切な推進を図るとともに、当該危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等は、当該危機事象の内容及び規模又は今後の予測等により被害の拡大等が予想され、所管する部等及び関係する部等において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、津市（危機事象）連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとしします。

連絡調整会議の所掌事項は、おおむね次のとおりとしします。

ア 平常時における当該危機管理に係る取組の推進に関すること。

イ 当該危機事象に係る情報の収集、分析、提供・伝達及び共有に関すること。

ウ 当該危機事象に係る対応方針の検討及び総合調整等に関すること。

エ 当該危機事象に関し所管し、又は関係する部等間における連絡調整等に関すること。

(4) 津市（危機事象）対策（推進）会議

個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等は、当該危機事象の内容及び規模又は今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に被害の拡大等が予想され、相当の部等あるいは全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、副市長の指揮の下、津市（危機事象）対策（推進）会議（以下「対策会議」という。）を設置するものとします。

対策会議の所掌事項は、おおむね次のとおりとします。

- ア 当該危機事象に係る情報の収集、分析、提供・伝達及び共有に関すること。
- イ 当該危機事象に係る対応方針の検討・決定及び総合調整等に関すること。
- ウ 当該危機事象に関し所管し、又は関係する部等間における連絡調整等に関すること。

(5) 津市（危機事象）対策本部

個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等は、当該危機事象の内容及び規模又は今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に被害の拡大等が予想され、相当の部等あるいは全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、市長の統括の下、津市（危機事象）対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとします。

対策本部の所掌事項は、おおむね次のとおりとします。

- ア 当該危機事象に係る情報の収集、分析、提供・伝達及び共有に関すること。
- イ 当該危機事象に係る対応方針の検討・決定及び総合調整等に関すること。
- ウ 当該危機事象に関し所管し、又は関係する部等間における連絡調整等に関すること。

(6) 津市（危機事象）現地対策本部等

危機事象が発生した場合は、市長、副市長等の指示に基づき、現地において迅速かつ的確な対応等を実施することはもとより、三重県等との連携等や関係団体・機関等との調整等を図るとともに、情報収集や（危機事象）対策本部各担当及び関係団体・機関等との連絡調整、情報の伝達及び共有等を行うため、状況に応じて現地対策本部又は現地調整本部を設置するものとします。

2 危機管理に係る職員体制

危機管理に関する事務の円滑かつ的確な推進を図るため、部等及び課等に危機管理統括責任者、危機管理責任者及び危機管理主任者（以下「危機管理統括責任者等」という。）を置くものとし、それぞれその職務は次のとおりとします。

(1) 危機管理統括責任者

平常時から当該部等の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する部等、関係団体・機関等との連絡体制の整備等のほか、所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組を図ることにより、危機管理に関する事務

を主体的に推進するとともに、危機事象の発生時等においては、当該上司に当たる部長等の指示等の下、当該危機管理責任者等を指揮し、当該部等における対策等に係る総括及び関係する部等との横断的な連携や関係団体・機関等との総合調整などの事務を行うものとします。

(2) 危機管理責任者

平常時から当該課等の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する課等、関係団体・機関等との連絡体制の整備等のほか、所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組を図ることにより、危機管理に関する事務を主体的に推進するとともに、危機事象の発生時等においては、当該危機管理統括責任者及び当該上司に当たる部長等の指示等の下、当該危機管理主任者や当該課等の所属職員を指揮し、当該課等における対策等の実施及び関係する課等との横断的な連携や関係団体・機関等との調整などの事務を行うものとします。

(3) 危機管理主任者

平常時から危機管理責任者を補佐し、危機管理に関する事務に係る企画、立案や当該課等内の調整等を図るなど、主体的に推進するとともに、危機事象の発生時等においては、危機対策等の実施や関係する課等との横断的な連携及び関係団体・機関等との調整などの事務を行うものとします。

第4 事前対策（平常時における危機対策）

1 平常時における危機対策に係る基本的方針

各部等は、所管業務及び関係する業務にかかわり、平常時から危機を想定し、危機事象に係る調査・研究を行ない、その発生の予防対策を検討し、又は講ずるとともに、当該危機事象に対する応急対策及び事後対策に係る準備等に万全を期するものとします。

また、各部等は、危機事象が発生した場合において、執るべき体制及び必要となる人員や資機材等について、平常時から点検・確認し、迅速かつ的確な危機管理体制について構築しておくものとします。

2 危機事象に係る調査・研究

各部等は、平常時から他の自治体や民間企業等において発生した危機事象に係る事例や研究資料等の情報を収集し、当該危機事象の発生の要因、危険性、被害等について調査・研究を行い、その予防対策の充実や当該危機事象の発生時における被害の軽減等に役立てるものとします。

3 職員研修・訓練の実施

(1) 職員研修の実施

危機管理部は、各職員において危機意識の高揚及び危機対策に係る知識等の習得を図るため、総務部と連携し、全庁的な危機管理に関する研修を実施するものとします。

また、各部等は、危機意識の醸成・向上及び危機管理能力の育成・向上を図るため、危機管理統括責任者等を活用し、危機事象が発生した場合に各職員が迅速かつ的確に各種の対応・対策に取り組めるよう、所属職員等に対し所管業務に係る危機管理に関する研修を実施するものとします。

(2) 訓練の実施

各部等は、所属職員等が個々の危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等に即した行動が取れるよう、危機管理部等と連携・協力し当該危機管理に係る図上訓練や関係団体・機関等と連携した実践的な訓練を実施するものとします。

4 関係団体・機関等との連携・協力体制の整備

(1) 関係団体・機関等との連携による体制等の強化

各部等は、危機事象の発生時においては、自衛隊、三重県、警察、消防機関、医療機関、ライフライン事業者等の関係団体・機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な危機対策が実施できるよう、平常時から相互の連携体制や対応事項等の

調整等を行い、体制等の強化を図っておくものとします。

このため、危機事象が発生した場合等を想定した合同の研修や訓練のほか、危機事象に関する調査・研究等を実施し、連携・協力体制の充実を図るものとします。

また、各部等は、危機事象の影響が本市だけではなく、広域・広範に及ぶことも想定されることから、当該危機事象の発生の抑制と被害の軽減を図る上で、効果的かつ適切な対策等が実施できるよう、これらの関係団体・機関と十分な連携・協力体制の充実を図っておくものとします。

(2) ボランティア団体等との連携・協力体制づくり

各部等は、危機事象の発生時には、ボランティア団体等の活動は非常に有効であることから、当該活動が行いやすい環境の整備を図るとともに、ボランティア団体等との相互支援や役割分担などを協議・確認し、連携・協力の体制づくりの推進を図るものとします。

5 資機材・設備等の整備等

各部等は、危機事象の発生に備え、必要となる資機材、設備等について、計画的に備蓄し、又は整備し、定期的な点検及び的確な取扱い等により、緊急時に有効に活用できるよう、適切に管理しておくものとします。

また、各部等は、備蓄に適さない資機材等については、事前に関係団体・機関や事業者等と協議し、応援協定等を締結するなど緊急時に速やかに調達等ができるよう、調整しておくものとします。

6 情報の収集・提供等の体制の整備

各部等は、所管業務にかかわり危機事象が発生した場合及び発生するおそれがある場合は、関係する部等や関係団体・機関等の間において、円滑かつ迅速に情報の収集・提供が行えるよう、あらかじめ情報の収集伝達体制及び情報通信システム等の整備を図るものとします。

また、各部等は、被害の拡大の防止並びに市民等の心理的な不安感の軽減及び安全の確保のため、市民等への情報の提供及び市民等からの情報の収集等について、円滑かつ的確に対応等ができるよう、あらかじめその体制等の整備を図るものとします。

7 危機事象に係る情報等の共有化

各部等は、危機事象に関し、その発生の予兆及び要因に関する情報等で、他の部等においても関係し、共有すべきものを発見し、又は入手したときは、当該他の部等において危機対策等として図れるよう、庁内LAN「グループウェア」等を活用して当該情報等を提供・伝達し、共有化を図るものとします。

8 動員体制の整備・周知

各部等は、所管業務にかかわり危機事象が発生した場合は、その初動対応・応急対策及び事後対策に関し十分な人員を確保できるよう、休日・夜間を含めた緊急連絡網、職員の参集基準、交代要員に係るローテーション等の動員体制の整備を行い、あらかじめ当該動員体制について所属職員に周知するものとします。

9 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の策定・作成

(1) 各部等は、危機管理の円滑かつ効果的な推進を図るため、所管業務に係る危機事象に関し、その発生が想定される場合は、速やかに当該危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等を策定・作成するものとします。この場合において、その構成例は、おおむね附属資料（資料4 危機管理マニュアルの構成例）のとおりとします。

(2) 各部等は、所管業務に係る危機事象に関し、危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等を策定・作成するに当たっては、迅速かつ的確な対応を図ることを念頭に、所属職員の危機意識の向上や当該危機事象の発生に備えた危機管理体制の整備、発生予防対策（事前対策）、発生時の情報の収集・提供等や市民等の安全の確保に係る応急対策、被害者等の救済等の事後対策等について、定めるものとします。

また、当該危機事象に係る事後対策の実施後に当該実施結果の検証を行い、必要がある場合は、当該危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の見直しを図るものとします。

各部等にあつては、危機管理マニュアル等の策定・作成（見直しを含む。）をしたときは、速やかに危機管理部へ報告するものとし、その後危機管理部にあつてはその旨を他の部等へ周知するものとします。

(3) 関係する部等は、あらかじめ所管業務の内容及び特性等を見据え、危機事象ごとに当該部等が行うべき未然防止のための措置や発生を想定した応急時の活動等について、個別の危機管理マニュアル等を策定・作成するものとします。この場合において、その構成例は、おおむね附属資料（資料4 危機管理マニュアルの構成例）のとおりとします。

また、当該危機事象に係る事後対策の実施後に当該実施結果の検証を行い、必要がある場合は、当該危機管理マニュアル等の見直しを図るものとします。

関係する部等にあつては、危機管理マニュアル等の策定・作成（見直しを含む。）をしたときは、速やかに危機管理部へ報告するものとし、その後危機管理部にあつてはその旨を他の部等へ周知するものとします。

第4の2 事前対策（事案発生時における危機対策）

1 事案発生時における危機対策に係る基本的方針

危機事象に該当しないが危機事象に発展する可能性がある事案が発生し、関係団体・機関及び市民等から通報・情報提供がされた場合は、各部等は、迅速な報告及び情報収集を行うとともに、情報共有及び分析を行い、対応に係る方針を決定し、状況に応じた情報提供及び発生事案への所要の対応等を実施するものとします。

また、所管する部等の不明な事案が発生した場合は、危機管理部と関係する部等とが連携し情報収集等を行いつつ、当面の対応を実施するものとします。この場合において、所管する部等の決定については、危機管理部と総務部が協議の上、行うものとします。

なお、情報の分析等の結果、当該事案が危機事象に該当すると判断した場合には、本指針「第5 応急対策（緊急時における危機対策）」に定める対応へ移行するものとします。

2 情報収集等

(1) 迅速な報告

関係団体・機関及び市民等から事案発生に係る通報・情報提供がされた場合は、各部等は、直ちにその旨を関係する部等及び危機管理部へ通知し、情報を共有するものとします。

危機管理部においては、各部等が収集・報告した情報を集約し、政策財務部秘書課を通じて市長・副市長へ第一報を報告するとともに、巡視や警戒を迅速に実施できる消防本部等の関係機関等との情報共有・連携を図るものとします。

(2) 情報収集

事案発生に係る連絡を受けた各部等は、関係団体・機関等との連絡・調整を密にし、詳細な情報の収集を迅速に行うとともに、現場へ職員を出向させるなど、正確な状況の把握等を図るものとします。

3 情報共有及び分析

(1) 情報の共有と管理

各部等は、現場状況や写真等の収集した正確な情報、対応の状況及び成果、今後の予測等について、危機管理部へ通知するものとします。この場合において、迅速かつ的確な対応等が被害の防止のために必要であることから、断片的な情報等であっても直ちに当該報告等を行い、その詳細については、逐次、追加して通知を行うものとします。

危機管理部は、各部等が収集した情報を集約し、情報の一元的な管理を行う

ものとしします。また、政策財務部秘書課を通じて市長・副市長へ報告するとともに、関係する部等と情報共有を図るものとしします。

(2) 対応に係る方針の決定

各部等にあつては、関係のある情報等を速やかに収集・分析し、この結果等に基づき円滑かつ的確に当該事案に係る方針の決定を図るべく対応するものとしします。この場合において、決定された当該対応に係る方針については、関係職員に周知徹底し、的確に対応を実施するものとしします。

4 情報提供及び事案への対応

(1) 市民等への情報提供等

発生した事案が、市民等へ被害を及ぼす危機事象へ発展する可能性があり、被害発生リスクを回避するため市民等への情報提供及び注意喚起等が必要であると判断した場合は、各部等は、危機管理部の取りまとめた情報等を基に、防災行政無線（同報系）やホームページなどの多様な手段を活用して市民、関係団体・機関等へ情報提供を行うとともに、必要に応じて報道機関等へも周知するものとしします。

なお、情報提供方法については、関係団体・機関等の対応等に支障を来さないよう、当該関係団体・機関等と協議の上、決定するものとしします。

ア 消防機関による広報活動支援等

消防本部及び消防団においては、各部等から危機管理部を通じて（時間的猶予がない場合は所管する部等から直接）広報活動支援等の依頼があった場合は、業務に支障のない限り、広報活動支援等を行うものとしします。

イ 各部等による周知

各部等においては、必要に応じて、電話・FAX・メール等を利用して個別に周知等を行うものとしします。

ウ 窓口の設置及び職員の配置等

各部等にあつては、関係する部等との連携の下、市民等からの問い合わせや要望等に対し、的確かつ円滑に対応するため、窓口の設置及び職員の配置等の対応・体制について整備するものとしします。

(2) 事案への対応

各部等は、関係団体・機関等との連携の下、機動的かつ横断的に、事態の収束に向けた情報収集及び現場対応等の所要の対応を行うものとしします。

第5 応急対策（緊急時における危機対策）

1 応急対策の実施に係る基本的方針

各部等は、危機事象の発生直後から関係する部等と連携しつつ、人命の救助及び市民等の安全の確保を念頭に、避難勧告・避難指示、避難所の開設、緊急物資の供給、医療救護及び保健衛生等の必要な応急対策について、迅速かつ的確に実施するとともに、状況に応じて関係団体・機関等と連携・協力して一体的かつ効果的な応急対策を実施するものとします。

また、所管する部等の不明な危機事象が発生した場合は、危機管理部と関係する部等とが連携し情報収集等を行いつつ、当面の応急対策を実施するものとします。この場合において、所管する部等の決定については、危機管理部と総務部とが協議の上、行うものとします。

2 初動体制の確立

(1) 迅速な報告等と情報収集

すべての職員は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちにその旨を当該所属に係る危機管理責任者又は危機管理主任者に報告し、当該危機管理責任者又は危機管理主任者は当該危機管理統括責任者及び当該上司に当たる部長等への報告並びにその関係する部等の部長等への連絡等を行い、当該上司に当たる部長等及び当該関係する部等の部長等は、直ちにその旨を副市長及び市長に報告し、並びに危機管理部長に通知する一方で、当該危機事象に係る詳細等について、速やかに把握するものとします。

また、危機管理責任者は、当該危機事象の発生にかかわり、状況等に応じて警察、消防その他の関係団体・機関等に対し連絡等を行うものとします。

(2) 被災者等の救出等と情報提供

各部等は、その所管し、又は関係する危機事象に対する初動対応に際しては、被災者等の救出・救助及び救護等を最優先に対策等を講ずるとともに、被害の拡大の可能性、被災者数等の被害状況について把握・確認し、適宜関係する部等に当該情報等を提供・伝達するものとします。

3 危機事象の発生等に伴う組織体制

危機事象が発生したとき等は、関係する部等は、直ちに他の部等との連携の下、機動的かつ横断的に対応等を図るものとします。

また、危機事象の発生により、被害等が予想され、又は相当の被害や被害の拡大等が予想され、所管する部等及び関係する部等、相当の部等又は全庁的な組織において対応等を図る必要があるときは、津市（危機事象）連絡調整会議、津市（危機事象）対策（推進）会議又は津市（危機事象）対策本部（以下「連絡調整

会議等」という。)を設置するなど、必要な危機管理に係る組織体制を講ずるものとしします。

4 応急対策に係る方針の決定

危機事象が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、各部等及び連絡調整会議等にあっては、速やかに関係のある情報等を収集・分析し、この結果等に基づき円滑かつ的確に危機対策に係る方針の決定を図るべく対応するものとしします。この場合において、決定された当該危機対策に係る方針については、関係職員に周知徹底し、適確に応急対策等を実施するものとしします。

5 所属職員の動員・配備等

各部等は、危機事象の規模及び状況等や今後の予測等を十分に認識し、関係する部等との連携も見据え、危機管理に関する計画、危機管理マニュアル等に基づき、適切に所属職員の動員・配備等を行うものとしします。

6 情報の収集、伝達及び管理

(1) 情報の収集

各部等は、危機事象が発生した場合又は発生するおそれのある場合等は、状況に応じ警察、消防その他の関係団体・機関等と連携・協力して、迅速かつ正確に情報を収集するものとしします。

(2) 情報の伝達

危機管理統括責任者等は、当該部等において収集された情報について、おおむね次の事項を中心に、速やかに当該上司に当たる部長等、関係する部等の部長等及び連絡調整会議等並びに関係団体・機関等に報告及び連絡・通知等を図るものとしします。

この場合において、危機事象の発生時には、迅速かつ的確な対応等が被害の拡大の防止等のために必要であることから、断片的な情報等であっても速やかに当該報告等を行い、その詳細については、逐次、追加して報告等を行うものとしします。

ア 危機事象の概要（時間、場所、内容等）

イ 危機事象の発生の原因

ウ 具体的な状況及び被害拡大の予測

エ 関係団体・機関等の対応状況

オ その他必要な対応の判断、意見等

(3) 情報の管理と共有等

ア 情報の一元管理

危機管理統括責任者等は、当該部等において収集された情報について、附

属資料：資料5 危機事象発生状況報告書等により、危機事象の発生状況、被害の状況、応急対策等の状況、今後の予測等について、時系列的に整理した上で、これを所管部等において一元的な管理をするよう依頼し、必要に応じて連絡調整会議等に報告するものとします。

イ 情報の共有

各部等は、警察、消防その他の関係団体・機関等との連携等を効果的に推進するため、関係団体・機関等と円滑に情報交換等を行い、情報の共有を図るものとします。

7 市民等の安全確保等

各部等は、危機事象の発生により、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合は、対策会議若しくは対策本部の議又は市長の承認を経て、危険と想定される地域の市民等に対し、避難誘導及び避難所の開設のほか、健康相談などの相談窓口の設置、心のケア等に係る被災者等の支援対策（食料、生活必需品等の物資提供等）を実施するなど、市民等の安全確保等を図るものとします。

8 市民等への情報提供等

各部等は、危機事象の発生時等においては、市民等自らによる状況に応じた適切な判断・行動等により、でき得る限り被害等が軽減されることは重要であることから、市民等の不安感から生じる混乱及び被害の拡大を防止し、市民等の安全や安心の確保を図るため、危機事象の内容及び規模、本市の応急対策の実施状況及び今後の予測等に係る情報について、市民等及び報道機関に対し、多様な手段を活用して市民等にとって分かりやすく、迅速かつ的確に提供するものとします。

また、各部等にあつては、関係する部等との連携の下、市民等からの問い合わせや要望等に対し、的確かつ円滑に対応するため、窓口の設置、職員の配置等の対応・体制について整備するものとします。

9 応援の要請等

各部等は、危機事象の発生の規模や被害の状況などにより、本市のみによる対応等の実施が困難な場合等は、対策会議若しくは対策本部の議又は市長の承認を経て、三重県、警察等の関係団体・機関等に応援協力の要請手続を行うとともに、所定の手続により自衛隊の派遣要請を三重県に依頼するものとします。この場合において、関係する部等と連携の上、受入窓口、指揮系統、情報伝達方法や応援部隊の活動拠点の提供など必要な受入体制の整備を図るものとします。

10 二次被害等に対する防止措置

各部等は、危機事象による被害の拡大のほか、二次被害に対する防止を図るため、発生区域等における安全の確認、立入制限等の各種規制措置、汚染除去や消毒など、二次被害等に対する防止措置を実施するものとします。

第6 事後対策（収束後における危機対策）

1 危機管理体制の更なる向上等

各部等は、危機事象の収束後には、関係団体・機関等と連携・協力して、被災者等の生活支援、当該危機事象の再発防止策、復旧対策、都市機能の回復、地域経済への支援等を推進し、市民生活の早期安定に努めるとともに、事前対策、応急対策等に係る総合的な検証を行い、危機管理体制の更なる向上を図るものとします。

2 安全確認

各部等は、危機事象に係る応急対策がおおむね完了し、被害の拡大及び新たな発生のおそれがないと考えられる場合は、関係団体・機関等と連携・協力して、速やかに当該危機事象の発生地域等における安全の確認を改めて行うものとします。

この場合において、当該安全が確認されたときは、速やかにその旨を報道機関等に情報提供するとともに、防災行政無線（同報系）、広報紙、ホームページなど、多様な手段を通じて市民等に周知するものとします。

3 施設の復旧

(1) 公共施設の復旧

危機事象により公共施設が被害を受けた場合は、市民生活等への影響を最小限に食い止めるため、関係団体・機関等と連携・協力して、当該被害の内容の分析や今後想定される被害、防災対策等について検討を行い、当該公共施設の修復等に係る計画を作成し、速やかにその復旧等を図るものとします。

この場合において、当該公共施設の修復等に長期間を要するときは、代替の施設・機能の導入や臨時施設の開設等、必要な対策を講ずるものとします。

(2) ライフライン施設の復旧要請等

各部等は、被災者の生活確保等を図るため、電気、ガス等のライフライン事業者に対して、当該ライフライン施設の被害を軽減し、及びその拡大を防止するとともに、当該事業の安定した運営のための資機材の整備等を推進し、当該ライフライン施設等に対する市民等の信頼性の維持・確保を図り、安全対策に万全を期するよう、要請するものとします。

4 被害等の影響の軽減等

各部等は、応急対策の実施時から引き続いて、危機事象の規模や状況等に応じて、市民等の生命、身体及び財産の安全に係る対策を円滑かつ的確に実施し、風評被害の防止などを含め、危機事象による被害等の影響の軽減等を図るものとします。

5 市民生活に係る安定化への支援

本市は、被災者等の救済を図り、その市民生活に係る安定化への支援に資するため、必要に応じ次に掲げる対応策を講ずるものとします。

(1) 相談窓口の設置

被災者等が、安全で安心な生活を円滑かつ適切に確保できるよう、必要に応じて様々な問題の解決に係る指導・助言や情報提供等を行うための相談窓口を設置するものとします。

(2) 健康相談の実施等

危機事象の発生による負傷若しくは疾病又は生活環境の変化等による健康不安などに対処するため、状況等を見据え健康相談を実施するものとします。

また、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対処するため、状況等に応じてメンタルヘルスに係る支援事業を実施するものとします。

(3) 生活支援等

危機事象の発生により、住居が損壊し、又は生活の糧を失うなど、自力では生活の再建が困難と認められる被災者等に対しては、関係団体・機関等と連携・協力して、速やかに生活再建のための支援対策等を講ずるものとします。

また、中小企業者や農林水産関係事業者等に対しては、これらの事業等にかかわり、速やかに再建できるよう、事業再建資金等の貸付・斡旋、租税公課の猶予又は減免など、その復興を促進するための各種対策を講ずるものとします。

6 事務事業等の回復・再開

各部等は、危機事象の発生により通常の事務事業を縮小し、又は停止・中止した場合は、速やかに当該危機事象に係る安全の確認等を行い、当該事務事業等について、回復・再開するものとします。

7 危機管理対策の報告

各部等は、危機事象に係る内容及びその講じた対応策、当該対応策に係る検証、再発防止策等にかかわり、必要に応じて次に掲げる事項について取りまとめ、これを当該所管部等の部長等から副市長及び市長に報告し、並びに危機管理部長に通知するものとします。

- (1) 危機事象の名称
- (2) 発生日時及び発生場所
- (3) 被害状況
- (4) 対応部課等
- (5) 被災者等対策
- (6) 応急対策等
- (7) 市民等への周知

- (8) 報道機関への対応
- (9) 対応策の検証
- (10) 復旧状況（業務再開状況）
- (11) 発生原因
- (12) 再発防止策
- (13) 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の修正（作成）状況

8 応急対策の実施状況等に係る検証等

各部等は、危機事象が発生した場合は、当該危機事象への対応に関する記録を作成するとともに、応急対策の実施状況等に係る検証を行うものとする。

9 再発防止の措置及び態勢整備等

各部等は、危機事象の発生原因及び被害状況等の分析、応急対策の実施状況等、課題点、反省点等の整理を行い、被害の予防及び軽減対策等を明確にして再発防止の措置を講ずるとともに、再発した場合を見据えた適切な態勢等の整備を図るものとします。

10 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の見直し・修正等

各部等は、危機事象への対応等の検証結果を踏まえ、危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の実効性を検証し、必要に応じてこれらを見直し・修正し、又は危機管理に関する計画若しくは危機管理マニュアル等がない場合は新たに策定・作成し、職員への周知を図るものとします。

附 属 资 料

資料 1

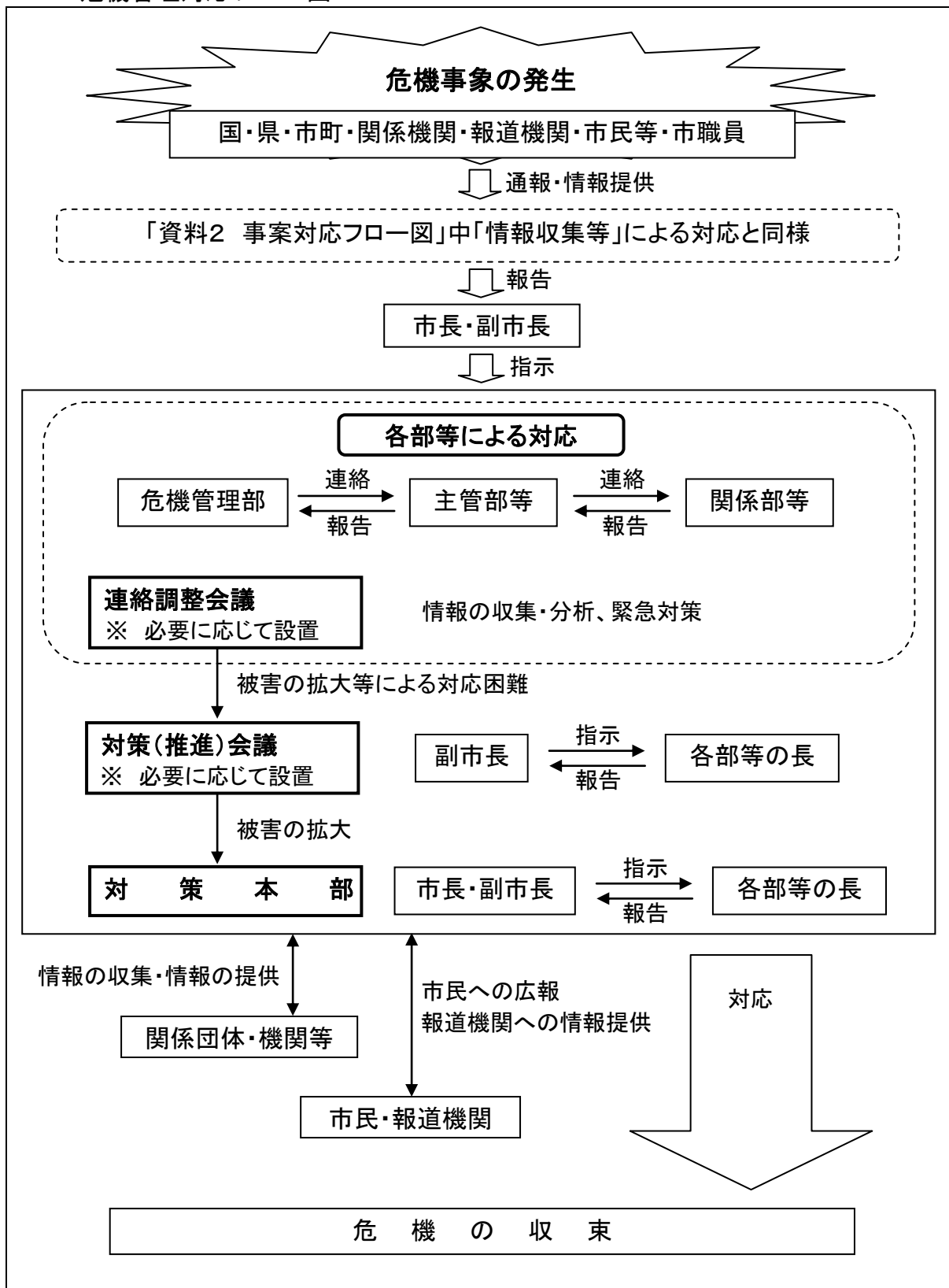
危機管理の対象となる危機事象の事例

地域防災計画により対象となる危機事象	
異常な自然現象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮等 ・ 地震、津波等
大規模な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な火事又は爆発等
国民保護計画により対象となる危機事象	
武力攻撃事態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻 ・ ゲリラ及び特殊部隊による攻撃 ・ 弾道ミサイル攻撃 ・ 航空攻撃
緊急処理事態（大規模テロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
新型インフルエンザ等対策行動計画により対象となる危機事象	
健康に係る危機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ及び新感染症）
その他の危機事象	
健康に係る危機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症（SARS等） ・ 家畜伝染病（BSE、鳥インフルエンザ等） ・ 大規模な食中毒 ・ 毒物・劇物の混入による事件・事故 ・ 有害物質（アスベスト等）による健康被害
環境に係る危機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、土壌汚染等の環境汚染 ・ 廃棄物の不法投棄 ・ 有害物質等の流入・流出事故
その他の危機（緊急事態）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等の要人に対する危害 ・ 児童・生徒等に対する危害 ・ 個人情報の漏えい ・ 公共施設等への不審者の侵入 ・ 公共交通機関におけるバスジャックなどの事件 ・ 市主催の集会・イベント時の事件・事故 ・ 大規模な断水・停電などライフラインの機能停止

	<ul style="list-style-type: none">・異常な濁水・危険動物の脱走・放置等、有害昆虫の大量発生・その他（市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼす事態、市民等の生活に重大な不安や不信を与える事態及び本市政の運営に重大な支障・影響を及ぼす事態等をもたらす危機事象）
--	---



危機管理対応フロー図



資料 4

危機管理マニュアルの構成例

項 目	主な記載内容
1 総則	(1) 目的 (2) 危機事象の概要、被害想定 (3) 用語の定義 (4) 責務
2 危機管理体制	(1) 所管部等、関係部等の役割 (2) 危機事態の規模による段階的対応 (3) (危機事象) 対策本部等の体制、設置基準、構成、役割等
3 事前対策	(1) 危機事象に係る調査・研究 (2) 職員研修・訓練の実施 (3) 関係団体・機関等との連携・協力体制の整備 (4) 資機材・設備等の整備等 (5) 情報の収集・提供等の体制の整備 (6) 危機事象に係る情報等の共有化 (7) 動員体制の整備・周知 (8) 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の策定・作成
4 応急対策	(1) 初動体制の確立 (2) 危機事象の発生等に伴う組織体制 (3) 応急対策に係る方針の決定 (4) 所属職員の動員・配備等 (5) 情報の収集、伝達及び管理 (6) 市民等の安全確保等 (7) 市民等への情報提供等 (8) 応援の要請等 (9) 二次被害等に対する防止措置
5 事後対策	(1) 安全確認 (2) 施設の復旧 (3) 被害等の影響の軽減等 (4) 市民生活に係る安定化への支援 (5) 事務事業等の回復・再開 (6) 危機管理対策の報告 (7) 応急対策の実施状況等に係る検証等 (8) 再発防止の措置及び態勢整備等 (9) 危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等の見直し・修正等
資料	所管部課及び関係部課の連絡系統図 関係団体・機関等連絡先一覧 緊急時使用物資の一覧と保管場所 危機情報連絡票 など

危機事象発生状況報告書

第 報

報告日時	年 月 日 時 分				
報告者	氏名		所属		電話

発生日時					
発生場所	施設 ()				
危機事象の 種別・概要	種別				
	概要				
被害の規模					
被害の 状況	人的被害	死者	(有 (〇〇名)・無	・ 不明)	
		負傷者	(有 (〇〇名)・無	・ 不明)	
		行方不明者	(有 (〇〇名)・無	・ 不明)	
	物的被害				
応急対策 の状況					
備考	(発生の原因、今後の予測など)				

通報者等	通報日時	年 月 日 時 分			
	区分	市民・職員 (課) ・その他 ()			
	氏名		電話番号		

受信者の 処理 状況	関係部等への連絡	(処理日時 月 日 時 分)
	関係団体・機関等への連絡	(処理日時 月 日 時 分)
	その他の対応	